

実務展望

# てんぼう 600号

一般社団法人 東京都溶接協会  
 公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会  
 株式会社 三浦事務所  
 発行所・東京都江東区大島三丁目1番11号  
 産学協同センター  
 電話 03-3685-5700 (代表)  
 編集発行人 三浦繁夫 © 2013  
 毎月1回1日発行 定価 100円・〒共



## 東北の復興と再生の証 (宮城県奥松島)

編集部撮影

今年は東日本大震災を乗り越えての東北地方の復興、そして力強いふるさとの再生を目の当たりにした1年でした。「がんばろう 東北」をスローガンに全国からの応援・支援の輪が広がりを見せ各地のイベントもほぼ復活し観光地も頑張りました。震災から2年半以上経過しましたが、依然厳しい環境下の東北をみんなで応援しましょう。

(カラー版は <http://www.miura21.co.jp> でご覧いただけます)

本紙「てんぼう」は昭和39年1月に第1号が発行され、今号で600号を迎えました。これからも会員の皆様とともに歩んで参ります。今後も一層のご指導とご協力をお願い申し上げます。

### ボイラー溶接士学科試験受験準備講習会

各地区安全衛生技術センターでは、普通・特別ボイラー溶接士学科試験を平成26年2月3日に実施いたします。当協会では下記の要領により資格取得のための受験準備講習会を開催いたします。(案内書及び申込書をご希望の場合はご請求ください。)

- 日時：平成26年1月16日(木)~17日(金)
- 会場：産学協同センター 4階講堂  
※都営地下鉄=新宿線「西大島駅」A3番出口1分
- 受講料：42,000円 (会員は36,000円)  
テキスト代・問題集を含む

一般社団法人 東京都溶接協会

〒136-0072 東京都江東区大島 3-1-11 産学協同センター内  
 電話 03-3685-5448 F A X 03-3682-4902  
 URL : <http://www.jwes-1st.jp>

### 「天井クレーン定期自主検査者安全教育」

#### — 開催のご案内 —

- 開催日：平成26年1月23日(水)
- 会場：ボイラ・クレーン安全協会 5階講習会場
- 受講料：10,800円 (消費税込み・テキスト代含む)  
※お問い合わせ、資料の請求は下記へどうぞ

公益社団法人 **ボイラ・クレーン安全協会**  
 東京事務所 教育部

〒136-0071 江東区亀戸1-28-6 タニビル5階  
 電話：03-3685-5222  
 F A X：03-3685-5746  
 URL <http://www.bcsa.or.jp>

### 第54回 溶接技術競技会

3月8日に開催 東京都溶接協会

一般社団法人東京都溶接協会の第五十四回溶接技術競技会は平成二十六年三月八日に開催することに決定した。手溶接部門と半自動溶接部門の総合優勝者は平成二十六年十月秋田県湯上市のポリテクセンター秋田で開催される第六十回全国溶接技術競技会に東京都代表の出場権を得る。

### 第5回 関東甲信越高校生溶接コンクール

同時開催 全国選抜高校生溶接コンクール  
4月26日に開催 東部地区溶接協会連絡会

東部地区溶接協会連絡会・横田文雄会長・東京都溶接協会会長は関東甲信越高校生溶接コンクールと同時に全国選抜高校生溶接コンクールを開催する。同連絡会所属の十一溶接協会及び全国8ブロックから選抜された十六名を含め参加者二十八名の選手が参加する予定。  
今回の会場は第一回大会と同じ東京ビックサイトを使用の予定。同所で開催中の国際ウエルディングショー会場の一画を産報出版の協力を受け開催する。



## 平成25年度 全国検査・検定員研修開催

公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会

### 特別講演「ボイラー・クレーン等の材料と溶接技術」



佐藤検査長による研修模様

今年度の全国検査・検定員研修は、東京・亀戸のアンフェリシオン及び機缶健保会館で第1回11月7日～8日と第2回11月14～15日の日程で開催しました。

開催にあたり唐沢会長のあいさつ、荒川専務理事より協会業務運営について訓示がありました。

「厳正な性能検査の実施」について検査長の指示、検査員によるボイラー・クレーンの事例発表・意見交換をし、今後の検査・検定業務の質・技術の向上を図りました。

また溶接アドバイザーの青木貞夫講師による「ボイラー・クレーン等の材料と溶接技術」の講演は、これまでの検査実績の蓄積による検査技術に加え、豊富な知識をあるわせて安全に寄与して行く検査・検定業務には、非常に意義のある講演でした。



溶接アドバイザー 青木貞夫氏

## 『てんぼう』六〇〇号に寄せて



産報出版株式会社 代表取締役社長 馬場 信

『てんぼう』六〇〇号までにおめでとうございます。心よりお慶び申し上げます。

ボイラ・クレーン安全協会、東京都溶接協会、三浦事務所の三団体共通の機関紙として、一九六四年の創刊以来五十年に及ぼうとする紙齢を重ねられましたことは慶賀に堪えなく、関係の皆様のご努力に敬意を表するものであります。

毎号拝読させていただいているのですが、紙幅の都合がつく限りぎつしりと盛り込まれた紙面は、手作り感が伝わってきてはなはだ親しみの持てるものでありますし、時折掲載される地方事務所の話題なども興味深いものがあります。

私が駆け出しのころ、もうすでに四十年以上にもなりますが、初めて溶接のコンクールを取材したのが産学協同セ

ンターで開催された東京都の大会で、以来多くの薫陶をこの大会からいただいたてまいました。

当社は、週刊新聞の『溶接ニュース』、月刊雑誌の『溶接技術』等溶接に関する出版・報道を専門としておりますが、私が今日に至るまで何とかこの業界に身を置いてこられたのも、三団体の皆様のご指導ご鞭撻の賜物と感謝申し上げている次第です。

東京都溶接協会が先頭になって現在進めているのが高校生による溶接コンクールの開催です。関東甲信越大会などその輪は着実に全国に広がっていて、ついに来年四月に東京ビックサイトで開催される国際ウエルディングショーに併せて「選抜溶接甲子園」が挙行される運びとなりました。次代を担う人材を育成する重要なイベントであり、当社としても最大の協力を惜しまないところであります。

『てんぼう』の発行が永続され、構成する三団体のますますのご隆昌を祈念しております。

## <助成金案内～～～高年齢者雇用安定助成金>

### <概要>

高年齢者雇用安定助成金は「高年齢者活用促進コース」「高年齢者労働移動支援コース」の2種類で構成されます。前者は高齢者雇用に関する経費の一部を助成する制度です。後者は一定の職業紹介事業者によって紹介された高齢者を雇い入れた際に一定額が支給されます。申請先は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構となります。

### 1. 高年齢者活用促進コース

次の高年齢者活用促進措置を実施した場合に、その経費の一部が助成されます。

#### (1) 環境整備計画の認定

高年齢者の活用促進のための次の①～④のいずれかの「高年齢者活用促進の措置」を内容とする「環境整備計画」を作成し、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に提出して認定を受けること。

- ① 新たな事業分野への進出等による高年齢者の職場または職務の創出
  - ② 機械設備、作業方法または作業環境の導入または改善による既存の職場または職務における高年齢者の就労の機会の拡大。
  - ③ 高年齢者の就労の機会を拡大するための能力開発、能力評価、賃金体系、労働時間制度等の雇用管理制度の見直しまたは導入。
  - ④ 労働協約または就業規則による定年の引上げ、定年の定めの廃止、希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入。
- 以下の措置については、実施に100万円の経費を要したと見做されます。ただし、過去に同種の助成金※を受けたことのある企業には適用されません。
- ・ 定年年齢を70歳以上に引上げ ・ 定年の廃止
  - ・ 定年年齢を65歳以上に引き上げ、または希望者全員を70歳まで再雇用する制度の導入 ※同種の助成金
  - ・ 中小企業定年引上げ等奨励金 ・ 継続雇用定着促進助成金
  - ・ 高年齢者職域拡大等助成金 ・ 高年齢者雇用モデル企業助成金 ・ 70歳以上定年引上げ等モデル企業助成金

### <受給額>

環境整備計画の期間内にかかった支給対象経費に1/2(中小企業2/3)を乗じて得た額が支給されます。ただし、支給申請日の前日において当該事業主に1年以上雇

用される60歳以上の雇用保険被保険者のうち、支給対象となる高年齢者活用促進の措置の対象となる者の数に20万円を乗じて得た額(その額が500万円を超える場合は500万円)が上限になります。

支払対象となる経費は以下の通り

- ・ 計画策定経費 ・ 許認可等手続経費 ・ 職務分析機械設備の導入改修工事経費 ・ 高年齢者の講習経費
- ・ コンサルタント経費 ・ 機械設備の賃借料 ・ ソフトウェア開発、備品購入経費 ・ その他必要と認められる経費

### 2. 高年齢者労働移動支援コース

#### <概要>

定年を控えた高年齢者のうち、他の企業での雇用を希望する者を民間の職業紹介事業者の紹介により雇い入れる事業主に対して助成されます。

#### <主な受給要件>

次の(1)の対象労働者を(2)の条件により雇い入れた場合に受給することができます。

#### (1) 対象労働者

移籍元事業所に在籍する65歳未満の雇用保険被保険者(短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者を除く)です。

#### (2) 雇入れの条件

対象労働者を次の①～④のすべての条件によって雇い入れること

- ① 対象労働者が移籍元事業所の定年に達する日から起算して1年前の日から当該定年に達する日までの間に、当該対象労働者との間で労働契約(採用内定を含む)を締結すること
- ② 対象労働者と移籍元事業所の事業主との間で、①による移籍を同意していること
- ③ 対象労働者を民間の職業紹介事業者の紹介により雇い入れること
- ④ 雇い入れた対象労働者を65歳以上まで雇用する見込みがあること

#### <受給額>

支給対象者1人につき70万円。短時間労働者(週の所定労働時間が20時間以上30時間未満)として雇い入れる場合は40万円。

## <有給休暇付与についての出勤要件の変更>

平成25年7月10日の通達により、労働基準法第39条で定められている年次有給休暇の付与条件とされる、全労働日の8割以上出勤について、この「全労働日」の対象が通達により一部が変更になりました。

### <出勤率の基礎となる全労働日とは>

(1) 労働者の責に帰すべき事由によるとはいえない不就労日は、(2)に該当する場合を除き、出勤率の算定に当たっては、出勤日数に算入すべきものとして全労働日に含まれるものとする、とされています。想定しているのは、裁判所の判決により解雇が無効と確定した場合や、労働委員会による救済命令を受けて会社が解雇の取消しを行った

場合の解雇日から復職日までの不就労日のように、労働者が使用者から正当な理由なく就労を拒まれたために就労することができなかった日が考えられます。

(2) 労働者の責に帰すべき事由に該当しない不就労日であっても、次に挙げるものは、当事者間の衡平等の観点から出勤日数に算入するのが適当でないものは全労働日に含まれないものとする、とされています。

- ① 不可抗力による休業日
- ② 使用者側に起因する経営、管理上の障害による休業日
- ③ 正当な同盟罷業その他正当な争議行為により労務の提供が全くなされなかった日

